

# 北信高等学校体育連盟規約

## 第1章 総 則

第 1 条 本連盟は北信高等学校体育連盟と称し、事務局を会長の指定する学校におく。

第 2 条 本連盟は北信地区の高等学校を以って組織する。

## 第2章 目的及び事業

第 3 条 本連盟は高等学校体育の健全な発達を図ることを目的とする。

第 4 条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 高等学校生徒の諸体育大会の開催
2. 高等学校体育に関する調査・研究
3. 体育関係団体との連絡・調整
4. その他、本連盟の目的達成に必要な事業

## 第3章 役 職 員

第 5 条 本連盟には次の役員を置く。

- |          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 1. 会長    | 1名                               |
| 2. 副会長   | 3名                               |
| 3. 理事長   | 1名                               |
| 4. 理事    | 各専門委員長が兼ねる                       |
| 5. 評議員   | 各校1名(定・通・地域キャンパスのある学校はそれぞれからも1名) |
| 6. 専門委員長 | 各専門部1名                           |
| 7. 専門委員  | 各専門部若干名                          |
| 8. 監事    | 3名                               |
| 9. 事務局長  | 1名                               |
| 10. 幹事   | 若干名                              |

第 6 条 会長は事務局校長があたり評議員会で決定し、本連盟を代表する。

第 7 条 副会長は評議員会で決定し、会長を補佐し会長の事故ある時はこれに代わる。

第 8 条 理事長は評議員会で決定し、会長が委嘱する。理事長は会長の命を受けて会務を掌理する。

第 9 条 理事は専門委員長がこれに当たり、会長の指示を受けて会務を執行する。

第 10 条 評議員は加盟高等学校代表者1名とする。ただし、定・通・地域キャンパスのある学校はそれぞれからも代表者1名を出す。

第 11 条 専門委員長は専門委員会で選出し、会長が委嘱する。

第 12 条 専門委員は専門部で選出し、評議員会の承認を得て会長が委嘱する。

第 13 条 監事は評議員会で決定し、会計の監査をする。

第 14 条 事務局長及び幹事は会長が委嘱し、庶務・会計を行う。

第 15 条 会長、理事長、事務局長、幹事の任期は3年とし、その他役員も同様とする。但し、再任は妨げない。また補欠の者は前任者の任期を継ぐ。

#### 第4章 会 議

第16条 本連盟の会議は次の通りとする。

1. 評議員会
2. 理事会
3. 専門委員会
4. その他の会議

第17条 評議員会は本連盟の最高議決機関であり、年1回以上会長が招集し、次のことを行う。

1. 事業計画及び事業報告の審議・決定
2. 予算及び決算の審議・承認・決定
3. 役員の選出及び承認
4. 会則の変更
5. その他目的の達成に必要な事項の審議・決定

第18条 理事会は必要に応じ会長が招集し、本連盟の運営についての原案を作成し大会開催に関する連絡・調整を行う。

第19条 専門委員会は必要に応じ会長が招集し、本連盟の大会の計画、運営に関する事項を扱う。

第20条 会議はその構成員の2分の1以上の出席で成立する。ただし、文書を以って出席に代えることができる。議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

#### 第5章 会 計

第21条 本連盟の経費は、次のものを以ってこれにあてる。

1. 学校分担金
2. 大会参加料
3. 補助金
4. その他

第22条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第23条 本連盟の監査は年1～2回とする。

#### 第6章 附 則

第24条 本規約の内規及び細則は別に定める。

第25条 本連盟には下記の書類を備える。

1. 加盟校名簿
2. 備品台帳
3. 役員名簿
4. 事業記録
5. 会計簿
6. 会議録
7. その他事業実施上必要な書類

なお、会計簿・会議録・プログラムの保管期間は3年とする。

昭和24年	5月 1日施行	平成24年	2月23日改正
昭和52年	2月10日改正	平成25年	2月26日改正
昭和56年	4月17日改正	令和 4年	12月15日改正
平成 2年	4月14日改正	令和 6年	12月12日改正
平成 6年	12月13日改正		
平成13年	2月16日改正		
平成14年	2月22日改正		
平成21年	2月19日改正		